

④公示（参加意思確認公募）

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2019年5月24日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	19c00081000000
調達件名	2019年度（課題別研修）「水力開発の促進」
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	研修委託業務概要による
履行期間	2019年9月27日 ～ 2020年2月28日
選定方法	参加意思確認公募
特定者	一般社団法人 海外電力調査会
競争参加資格	公示に記載の応募要件に該当すること
競争参加資格確認申請期限	2019年6月6日 12時00分
契約担当部署	東京センター産業開発・公共政策課（担当：野尻） 電話番号：03-3485-7630 メールアドレス：tictip@jica.go.jp
その他	その他詳細は研修委託業務概要による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

19c00081000000

2019 年度課題別研修「水力開発の促進」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国が水力開発を着実に推進できるよう、開発途上国から研修員として日本に招く電力会社あるいは水力発電関連政府機関の行政官、公社職員、民間企業職員に対し、水力開発に係る所定の案件目標を達成するために必要な技術・知見を供与する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 海外電力調査会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

水力発電に係る包括的な知見が各研修員所属機関において普及されることを目的とする本研修は、途上国のニーズに合った形で運営することが望まれますが、特定者は、当該分野に係る調査研究・技術普及活動を行っており、また、同分野の豊富な知見とエネルギー関連機関とのネットワークを有しています。

このことから、特定者は、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えており、本研修については、特定者との間での参加意思確認公募により、研修実施を委託することが望ましいと思料しますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2019 年度課題別研修「水力開発の促進」コース研修委託業務

(2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：

別添「研修委託業務概要」参照

(4) 研修コース実施期間：

2019 年 10 月 28 日から 2019 年 11 月 22 日まで（予定）

(5) 契約履行期間：

2019 年 9 月下旬から 2020 年 2 月下旬まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2019 年度案件を第一回目として受託し、2021 年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2019 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2021 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④水力開発に関連する研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019 年 6 月 6 日（木）正午 12 時まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

(2) 審査結果の通知	通知日	2019 年 6 月 10 日（月）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録ののこるものに限る） する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 15:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に 上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2019 年 6 月 17 日（月）
	回答予定日	2018 年 6 月 24 日（月）
	回答方法	郵送、又はメール

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明

を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 再委託：業務実施上必要な場合は認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (14) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2019 年度課題別研修「水力開発の促進」
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「水力開発の促進」

(2) 背景

今後、開発途上国が持続的発展を遂げるためには、必要な電源を確実に確保し電力の安定供給を実現する必要がある。こうした状況下、開発途上国では「エネルギー資源の安定的な確保」や「地球環境への配慮」の観点から再生可能エネルギーである水力発電を着実に開発することが求められている。しかし、実状は開発途上国の多くが技術力不足ならびに資金不足から水力開発を計画通りに実施できていない。

また、近年、開発途上国では独立系発電事業（以下 IPP と表記）事業者による電力事業への参入が活発となっている。資金力が乏しい開発途上国が今後着実に水力開発を進めるためには、そうした IPP 事業者を自国の水力開発に活用し適切に管理することが重要である。

一方、日本にはかつて大規模な水力開発を行ってきた歴史があり、今現在も水力発電電源は適切な運営維持管理のもと、国の基幹電源の一つを担っている。それら日本の実例、知見は、これから水力の開発を進めていく開発途上国においても依然として有用である。

かかる状況を踏まえ、本研修を通じて、研修員に対し、これまで日本が培ってきた水力開発に係る包括的なノウハウならびに IPP 事業に係る基礎知識を供与することで、将来の開発途上国における着実な水力開発の促進に寄与することを当研修における目的とする。

(3) 案件目標

研修を通じて習得した水力開発に係る知見が、各所属機関において共有される。

(4) 研修で達成される成果

- 1) 自国/所属機関が抱える水力開発に関わる課題について整理される。
- 2) 日本の水力開発に係る取組みおよび水力開発に係る知見（計画、設計、経済性評価、環境評価等）について理解し、自国への適用可能性が検討される。
- 3) 水力開発技術について研修参加国間での違いにつき情報交換が行われる。
- 4) 研修を通じて習得した知見を活用し、水力開発に寄与する行動計画を作成する。

(5) 研修期間 (予定)

全体受入期間：2019年10月27日～2019年11月23日まで(予定)

技術研修期間：2019年10月28日～2019年11月22日まで(予定)

(6) 人数 (予定)

9名

(7) 研修対象国 (予定)

アフガニスタン(1)、コンゴ民主共和国(1)、シエラレオネ(1)、スリナム(1)、タジキスタン(1)、ネパール(1)、パキスタン(1)、ホンジュラス(1)、ミャンマー(1)

(8) 対象研修員

水力発電を所掌する政府機関もしくは電力会社等で水力発電関係の計画を担当する(または担当予定の)者で、管理・監督的立場の職にある者、もしくは近い将来においてそのような職務に就くことが期待される者

(9) 使用言語

英語(*原則、JICAが通訳を手配して対応する)

(10) 研修コース概要

I. 事前活動

① ジョブレポートおよびカントリーレポートの作成

II. 本邦プログラム(技術研修期間)

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

- ① ジョブレポート報告会
- ② 日本の電力事業の概要
- ③ 日本の水力発電設備
- ④ 水力開発計画の概要(経済性評価含む)
- ⑤ 水力発電の保守運転(電気・土木設備)
- ⑥ 水力発電設備の設計(電気・土木設備)
- ⑦ 水力発電プロジェクトにおける地質調査・評価
- ⑧ 水力発電プロジェクトにおける環境アセスメント(SEA、EIA)
- ⑨ 小水力開発と新技術
- ⑩ 日本の水力開発事例
- ⑪ プロジェクトマネジメント(IPP含む)

- ⑫ 水力発電関連施設視察
- ⑬ 行動計画作成に係るディスカッションおよび発表会

III. 研修付帯プログラム

- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間、来日翌日午前
- ② 評価会：0.5日間、技術研修最終日

2. 業務の範囲及び内容

- ① 研修日程調整及び日程表の作成
- ② 講師・見学先・実習先の選定
- ③ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤ 講師・見学先への連絡・確認
- ⑥ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦ 講義室・会場等の手配
- ⑧ 使用資機材の手配
- ⑨ テキストの選定と準備（翻訳、印刷含む）
- ⑩ 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- ⑪ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- ⑫ 講師・見学先への手配結果の報告
- ⑬ 研修監理員との連絡調整
- ⑭ コースオリエンテーションの実施
- ⑮ 研修員の技術レベルの把握
- ⑯ 研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑰ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑱ 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑲ 評価会、技術討論会の準備、出席
- ⑳ 閉講式実施補佐
- ㉑ 研修監理員からの報告聴取
- ㉒ 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ㉓ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ㉔ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、2020年2月下旬までに提出する。

4. その他

- (1) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要、見積書作成・契約管理・経費精算書作成についての各種ガイドラインは当機構ホームページの該当箇所を参照のこと。見積書・経費精算報告書様式については同ガイドラインによらず JICA 東京指定の様式を使用する。

(URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

- (2) 宿泊および航空券手配（研修員、研修監理員分）は当機構が行う。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

2019年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2019年度課題別研修「水力開発の促進」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。

2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ:A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

※平成31・32・33年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2019年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2019年度課題別研修「水力開発の促進」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上